第22回 法学研究所 公開シンポジウム レジュメ

日本を守る「志向性」で、領土を考える

一橋総合研究所 統括責任者 鈴木 壮治

要旨

○国家を構成する国家主権・人民そして領土

○国家理念・国家目的そして国家戦略

例:

・国家理念: 自立した倫理的国民共同体

・国家目的: 国家・国民の生存および国家主権を守る

・国家戦略: 総合的安全保障戦略(個々の政策はそれを反映したもの)

〇国家ビジョン (あるべき未来像):「アジア太平洋の自立した海洋国家」

○安全保障の当たり前の論理:「自らを自らで守る」

○領土とTPPを国家主権と安全保障の視点から考えると

○領土に関する綱引き

- 譲る
- ・棚上げ
- ・ 軍事力の行使

〇日本を守る

- ・国家意志
- •総合的安全保障戦略
- ・国家としての最大瞬発力
- ・他国との連携(地政学的アプローチ)
- ・グローバルコモンズ(グローバルな公共財としての航路など)と協力的安全保障

以上

領土問題と領土交渉

財団法人2001年日本委員会 副理事長 花井 幸二

はじめに

テーマ「冷静に考えよう領土問題」を考える

- 1. 領土問題の多面性
 - ・歴史的側面(戦争による混乱)
 - ·法的解決(国際間·二国間:国際司法裁判所)
 - 安全保障的観点(地政学的戦略)
 - ・経済的利害(資源確保と通商路の確保)
 - ・外交的調整 (交渉力の有無)
 - ・政治的要素(人的関係と指導力)
 - ・その他(国民感情、教育)
- 2. 日本の領土問題の契機と主な出来事

地 域	契 機	出来事
北方領土	第二次世界大戦(ヤルタ会談)	メドベージェフの上陸
竹島	サンフランシスコ平和条約、李承晩ライン	李明博の上陸
尖閣諸島	1967年の国連アジア極東経済委員会調査報告	日本の国有化宣言

- 3. 日本の「固有の領土」論について
 - ・我が国の領土交渉の基本スタンス
- 4. 国家主権と領土交渉のこれから

おわりに

【資料】

- 1. カイロ宣言: 1943年11月22日~12月1日
- :第一次世界大戦により占領した太平洋の全島奪還、及び日本が中国領土から奪った領土を 中華民国へ返還(例として満洲、台湾、澎湖諸島)
- :日本の強欲と暴力により獲得された全領土の剥奪
- 2. ヤルタ会談 (対独協定) (ヤルタ密約):1945年2月4日~11日
- : 1944 年 12 月 14 日にスターリンはアメリカに対して樺太(サハリン)南部や千島列島などの領有を要求しており、これに応じる形でルーズベルトは千島列島などをソ連に引き渡すことを条件に、日ソ中立条約の一方的破棄、すなわちソ連の対日参戦を促した。ヤルタ会談ではこれが秘密協定としてまとめられた。この協定では、ドイツ降伏後 90 日以内にソ連が対日参戦すること、モンゴルの現状を維持すること、樺太(サハリン)南部をソ連に返還すること、千島列島をソ連に引き渡すこと、満州の港湾と鉄道におけるソ連の権益の確保などが取り決められたとされる。
- 3. ポツダム宣言 (対日協定):1945年7月17日~8月2日
- : 1945 年 7 月 26 日に大日本帝国に対して発した、第二次世界大戦における全日本軍の無条 件降伏等を求めた全 13 条からなる宣言。
- :第8条:カイロ宣言は履行され、日本国の主権は本州、北海道、九州、四国、そして我々が決定する島に限定される。
- 4. サンフランシスコ講和条約(日本国との平和条約):1951年9月8日
- : 1951 年 9 月 8 日に調印された、第二次世界大戦依頼の戦争状態を終結させるために日本と連合諸国との平和条約。
- :前文
- 第一章 平和 (PEACE)
- 第二章 領域 (TERRITORY)
- 第三章 安全 (SECURITY)
- 第四章 政治及び経済条項 (PORITICAL AND ECONOMIC CLAUSES)
- 第五章 請求権及び財産 (CLAIMS AND PROPERTY)
- 第六章 紛争の解決 (SETTLEMENT OF DISPUTES)
- 第七章 最終条項 (FINAL CLAUSES)

第二章 領域

第二条 【領土権の放棄】

- (a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び欝陵島を含む朝鮮に対す るすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果

として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

- (d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を 放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあつた太平洋の諸島に信託統治制 度を及ぼす千九百四十七年四月二日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾す る。
- (e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域 のいずれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に関する利益につい ても、すべての請求権を放棄する。
- (f) 日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄 する。
- 5. 日本青年会議所 (JC) 領土・領海委員会の取り組み、資料 (別紙) http://www12.jaycee.or.jp/2012/territory/ http://dl.dropbox.com/u/16361586/0_ryodo_kentei.pdf

《各領土関連小史》

【尖閣諸島】

- 1969. 5 ECAFE (国連アジア極東経済委員会) 調査報告
- 1971. 6 台湾が領有権を主張
- 1971. 12 中国が領有権を主張
- 1972. 3 沖縄返還
- 1972. 9 日中国交正常化
- 2010. 9 中国漁船衝突事件
- 2012. 4 石原都知事、尖閣購入を発表
- 2012. 9 日本政府国有化を宣言

【北方領土】

- 1855. 2 日露通好条約 (択捉とウルップ間に国境)
- 1875. 5 千島樺太交換条約(全千島列島)
- 1905. 9 ポーツマス条約(南樺太)
- 1956. 12 日ソ共同宣言(鳩山首相・ブルガーニン首相)
- 1991. 4 日ソ共同宣言(海部首相・ゴルバチョフ大統領)
- 1993. 10 東京宣言 (細川首相・エリツィン大統領)
- 1998. 4 川奈提案 (橋本首相・エリツィン大統領)
- 2001. 3 イルクーツク声明(森首相・プーチン大統領)
- 2010. 11 メドベージェフ大統領、国後訪問
- 2012. 7 メドベージェフ大統領、国後訪問

【竹島】

1905. 1 竹島を島根県に編入

1910. 8 日韓併合

1951. 9 サンフランシスコ講和条約調印

1952. 1 李承晩ライン(拿捕された日本人漁船員 2791 人)

1953. 4 サンブランシスコ講和条約発効

1954. 韓国政府の武力占領を強化

(日本の財産請求権の放棄、不法在日韓国人の法的地位の付与要求)

1965. 6 日韓基本条約締結

2005. 3 島根県議会「竹島の日」制定

2012. 8 李明博大統領、竹島上陸

シンポジウム「冷静に考えよう 領土問題」

司会 大東文化大学法学研究所「公開シンポジウム」を開催いたします。

今日は、予定ではお三方をお招きする予定でしたが、非常に幸運なことに、各界のこの問題に対してのエキスパートである方々に4人もお見えいただくことができました。これからシンポジウムを開催いたします。

私のほうからは簡単にパネリストの先生とコーディネーターの先生をご紹介いたします。 毎年この法研のシンポジウムで司会とコーディネーターをやっていただいております弁護 士の木村晋介先生でございます。(拍手)

次からは「あいうえお」順でご紹介させていただきます。

鈴木壮治先生。一橋総合研究所COOでいらっしゃいます。(拍手)

花井幸二先生。財団法人2001年日本委員会副理事長をしておられます。(拍手)

山田吉彦先生。東海大学海洋学部教授でいらっしゃいます。(拍手)

詳しくは、皆さんにお配りしましたものにプロフィールが詳しく出ておりますので、後からゆっくりご覧ください。

それでは早速、木村先生、お願いいたします。

木村 こんにちは。よくいらっしゃいました。

このシンポジウムは、回を重ねて今年で22回です。これは法事で言うと23回忌になるんですね。私が45ぐらいのときにやり始めて、毎年コーディネーターをさせていただいて、その年の一番法律的なビッグイシューを取り上げて、縦・横・斜め、いろいろな側面から議論をしてみようということが統一のテーマになっています。

今年は何と言っても、竹島の問題もありましたし、尖閣列島の問題もありましたし、日本の領土問題と私たちがどう向き合っていくのかということが議論の中心だと思います。それもいろいろな角度から論ずることができると思いますが、今日は、一つは国際法的な側面。国際法的に言って、本当にあの二つの島は日本の島なのか。特に今日は尖閣列島のほうに軸を置いて話を進めていきたいと思っています。また、この領土問題というものが、国際政治に与える影響と同時に、日本の安全保障あるいは世界の安全保障をどういうふうに動かしていくのかという角度からも論じていきたいと思います。最後に、海洋政策ですね。海を私たちがどういうふうに政策の対象としてつかんでいくのかという側面からも議論がなされると思います。

できるだけコンパクトな議論を各講師にお願いしてありますので、終わりに時間を取って 会場からの質問も聞けるように、質疑応答もできるようにしたいと思っております。皆さん、 よろしくご協力をお願いいたします。

それでは、まず花井さんに、今日取り上げる日本の領土問題、特に尖閣列島の問題は果たしてどこに問題があるのか、問題点の所在ということでイントロダクションを15分間でお願いたします。

花井 ただいまご紹介をいただきました花井でございます。本日は大東文化大学法学研究 所「第22回公開法律シンポジウム」にお招きいただきまして、心から感謝申し上げますとと もに、このような場を与えていただきましたことを本当にうれしく思います。 今、木村先生からお話をいただいたように、領土問題という大変時宜を得たテーマを我々 はいただいております。昨年は原発の問題、今年は領土問題というテーマ設定の妙といいま すか、これにつきましては本当に敬服いたします。

実は、皆さんもご存知のとおり、今日12月4日は第46回衆議院議員総選挙の公示日に当たります。いよいよ日本で衆議院の総選挙がスタートする日ですが、実はこの選挙は、これまでの選挙、もしくは2年前の国政選挙と大きく異なる点が二つあると思っています。一つは、あの東日本大震災に伴う原発事故があった後の初めての大きな国政選挙であること。エネルギー、資源、電力、原発のことが問われているという側面です。もう一つは、我々が今回テーマとさせていただいております我が国の領土への重大かつ深刻な侵略行為が発生したということが、これまでの国政選挙の中でも大きな違いが存在するのではないかと思っております。ただ、残念ながら、ちょっと脱線しますが、これらのテーマが正面から議論されている選挙ではないような気がするものですから、今日お集まりの皆さんと一緒に、我が国の抱えるこの大きなテーマについて、特にこの領土問題について、選挙も絡めながら我々がしっかりと考え、選択し、国会議員に託さなければならないという点においてもいい機会をいただいていると思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今、木村先生から問題提起をいただいたように、領土問題の問題点の所在、視座という部分で簡単にお話をさせていただければと思っていますが、一つは、私のレジュメにあるように、領土問題というものの持つ多面的な課題、多面的な側面を我々はとらえなければいけないと思っております。

第一に、歴史的な側面がそこには存在する。当然、どちらが先に見つけたのか、どちらが 先に実効的な支配をしたのか、もしくはそれが認められているのか、というような歴史的な 経緯によるところですが、どのような歴史的な経緯があったにせよ、大きなインパクトを与 えたのは実は戦争であります。一番は、戦争による国境の線引きが大きく存在するというこ とです。と同時に、それを近代的な形で、法律を用いて解決しなければいけないというのが 領土問題の難しいところであり、国家と国家の話し合いによる国際ルールだということです。

この歴史的な経緯、歴史的な側面以外の法律的な側面、法律的な解決へのアプローチをどのように取るのかという部分以外に、今日お話しいただけると思いますが、一橋総研の鈴木 壮治先生のご専門ですが、この領土が単なる国土としての意味合いではなくて、国家の安全 保障の観点において地政学的に非常に意味があるがゆえに、この問題の解決の困難性が言われているというのも、我が国が抱える領土問題の本質にあるかと思います。

と同時に、これは山田先生からお話しいただけると思いますが、そこが無価値であれば、 経済的な価値も何もなければいいのですが、実は大きな経済的な利害が存在する。そこには 資源、通商上の大きな価値があることによって、この領土の問題が複雑かつ戦略的に取り扱 われてしまっている側面があるということも考えていただかなければならないと思います。

そして、領土問題は国家間の問題ですので、国家としての外交的調整能力、外交的交渉力があるのかないのかというものが、実は問題の解決に大きな影響を与えます。これはアクターとしての外交官、政治家だけではなく、国内的な世論の動きも含めて総合的な外交力の調整がなされているかどうかというのは、領土問題の一つの側面になっております。

また、最終的に、実は領土問題が、歴史的、法律的、経済的な側面を持ちながらも、その

解決といったときに何がなされなければならないかというと、それは政治的決断が当然なされなければならないわけでして、政治的要素が多分にこの領土問題の解決に向けてとても大きな要素になっております。そこには人間的な信頼関係という部分と、政治家が持つ指導力の問題になります。後ほどお話しさせていただく機会があるかと思いますが、我が国の場合、それが果たして適切に行使できたのか、実際に対外的に政治的指導力が発揮できたのかというのが、我が国の領土問題の大きな悲劇であり、その問題を今日まで存在させている大きな要素だと私は思っています。

と同時に、「その他」に書いてありますが、実は領土問題とは我々自身が考えなければいけない問題なのだということを、我々国民がどこまで真剣に考えているかということもあります。

ちょっと話はそれますが、今、東京都がオリンピックに名乗りを上げております。スペインやトルコなどと並んで2020年のオリンピック招致に名乗りを上げているのは皆さんも知っていると思いますが、実は何が足りないかというと、国民的気運の盛り上がり、国民的支持が東京都が一番少ないということを実は指摘されているのもご存知だと思います。大きな意味で国際的舞台の中で一つの意思を通そうという場合は、当然にしてその国の国民世論、国民の支持がまとまってあることというのは大きなエネルギー、力になります。果たしてこの領土問題について国民的な思い、感情、願い、切実な声がまとまっているかどうかというのは、実は大きな問題になっていると思っております。

それと同時に、近隣諸国、いま我々日本が抱えている領土問題の相手国はロシアであり中国であり韓国ですが、その国がどのような教育をしているのか。領土に対する教育のあり方についても、これは大きな問題になり得ます。実際に10年経ち、20年経ち、北方領土の問題、失閣の問題、竹島の問題は何十年もかけて今に至っていますが、その間の教育がどのような教育であったかというのは、この領土問題を考える上では、解決に向けて考えたときに非常に大きな問題になってくると思っております。

幾つか網羅的、羅列的に指摘させていただきましたが、このようにかくも複雑に領土問題 の持つ多面的課題が存在するということを我々ははっきり認識をしなければいけないと思っ ております。

と同時に、今日は「冷静に考えよう 領土問題」というテーマをいただいています。確かに、実にすごく重要な部分ではあります。領土問題が、エキセントリックに、しかも過激なナショナリズムによって推進されるのは好ましくないと思います。ただし、「冷静に考える」ということをはき違えて、この領土問題に対して向き合ってはいけないと思っております。つまり、「冷静に考える」ということは、一度沸騰するぐらい議論して、その中で冷静に考えなければならなくて、一度も沸騰した議論もないのに冷静に考えるというような国はないわけです。日本はこの領土問題にどれだけ向き合ってきたか、どれだけ国民がそれをとらえてきたかという意味において、むしろ冷静に考えるべきときではないと思いますし、と同時に、「冷静に考える」ということは、無関心であるとか向き合わないということでは決してないので、その部分をこのテーマの中で探っていかなければいけないと思っております。

どういうことが言いたいかというと、もう1枚配らせていただいた資料で「領土・領海検 定シート」というのがあります。皆さんのお手元にあるかと思います。これは日本青年会議 所が取り組まれた領土・領海委員会というところで用意された実際のペーパーです。これで「北方」「日本海」「西方」と書いてあります。つまり、北方領土を含むエリア、竹島を含むエリア、尖閣諸島を含むエリアの地図であります。我々はいま領土の問題を話していますが、我々日本人が、日本の領土として、つまり国境線がどこにあるかを正確に答えられるかどうか。どこからどこまでが日本の領土であるのか、ここに線を引いてくださいと皆さんに問いかけるシートです。

結果、この日本青年会議所の取り組みは何年もやられていますし、全国で何回もこれは行われているのですが、これの回答正解率は、何と2%です。

ことほどさように、冷静に考えなければいけない領土問題である一方で、我々はもう一つ、 冷静に考えるべきときではなくて、むしろ領土の問題についてもっと深く見極めなければい けない課題がそこにあるのだというふうに問題提起をさせていただきたいと思っております。

その中で、先ほど挙げた歴史的・法律的・安全保障的・経済的・外交的・政治的、その他 国民世論を含めた教育のあり方も含めて多面な問題を抱えているのだということをあえて問 題提起させていただきまして、後ほど鈴木先生、山田先生のより深く領土問題について考察 されたご意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

木村 ありがとうございました。

今、「領土・領海検定シート」を見て、ここかなと思って印をつけたのですが、これは間 違いですか。

花井 こうなっています。

木村 あっ、そうか、まずいな。

やっぱり中国とか韓国は、竹島、尖閣諸島は当然だけれども、韓国の領海だ、領土だ、中 国は中国の領海だと子供たちに熱心に教えているわけでしょう。その熱心さの度合いは、日 本と比べたらどうなんですか。

花井 よくニュースでも出ていると思いますが、韓国は特に領土問題は、韓国から見ると独島、「独島は我が領土」というような歌を子供たちに歌わせたり、学校の教育の中でそれを歌わせることで、愛国心プラス領土を「譲らない」という決意と意思を子供の頃からうえつけていますし、よく言われることですが、いま日本でも、来日されている韓国人アーティスト、韓流のスターも領土問題についての踏み絵を踏まされるようなコメントをさせられているというのが韓国の今の社会だと思います。中国も同様だと思います。

木村 そういう意味ですごく大きな広がりを持った問題だということは理解できたのですが、でも、実際に何があろうと、私たちが私たちなりに調べて、この国がこの領土の持ち主であるのかどうかということですね。国際法的にどうなのか。私は私なりに調べてみるわけですが、間違いなく日本の国のものだと思うのです。だけれども、それと全く違った見方の教育が歌までつくってなされているという現実もあるわけです。

そこで、2番目のスピーカーである鈴木さんに、安全保障の側面から見た日本の領土問題 をお話しいただきたいと思います。

鈴木 鈴木壮治です。よろしくお願いします。

4月の下旬頃、私の携帯電話へある人がかけてきました。「明日からワシントンへ行く、 そこで、あることを言うから期待しておけ」という内容の電話でした。その方は、ワシント ンのヘリテージ財団でのシンポジウムで「東京都が尖閣諸島を買う」ことを発表しました。 その後の尖閣諸島を巡るいろいろな動きは、皆さんに説明する必要もない程、メディアで 取り上げられました。

その人は、当時の石原東京都知事です。

また、10月中旬頃、石原知事と、ある国の大使を交えての勉強会兼会食があり、私も参加する機会がありました。そこで、当然のように、尖閣諸島の話が出ました。石原知事の尖閣諸島に関する話の中で印象に残った言葉があります。それは「鯉口を切る」という言葉です。 侍が留め具を外して中の刀身を見せ、攻撃されたら反撃するという意志を示すことで、無用な切り合いを回避することです。

戦略そして軍事力の前に、国家・国民を守るという明確な国家意志が無くては、国家の安全保障は有り得ません。石原さんは、安全保障の本質を「鯉口を切る」で表したわけです。

尖閣諸島を軍事的にどのように守るかだけの発想では、戦略的な思考が矮小化してしまい、 日本を守るグランド・ストラテジーを構築することはできません。現代哲学では、ある対象 を分析する場合、志向性を必要とします。よって、尖閣諸島問題には、「日本を守る」とい う志向性で迫ってみたいと思います。

今日のメインテーマは「冷静に考えよう 領土問題」ということですが、私は、冷静というよりも、冷徹に、すなわち、リアリズムの視点で、領土問題を捉えてみたいと考えます。法律を守らせるには、物理的な強制などの力が必要で、また、軍事力の備えが無い概念だけの国防では、国家・国民を守ることができないと考えるのが、リアリズムです。

イスラエルは、周囲を敵国に囲まれています。その国の首相であるネタニヤフ氏は、2、3年前に、AIPAC(アメリカ・イスラエル公共問題委員会)という強力なロビイスト団体の会で、演説をしました。「We have a right to protect ourselves.」と力説し、自らの国・イスラエルを守ること自体が国家主権であるとしました。さらに、彼は、「We don't depend on goodwill of others to survive.」と言ったのです。自分たちが生き残るためには、他人の信義に頼るわけにはいかないと強調したのです。日本国憲法の前書きの中に「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われわれの安全と生存を保持しようと決意した」を持つ日本人は、その二つの考えを真摯に受け止めるべきです。

尖閣諸島を巡る日中の緊迫した関係からも、いま日本の置かれている安全保障環境は、かなり危機的になっていることが、お分かりになると思います。中国は、経済力と軍事力を強化し、アメリカが仕切ってきたアジア・太平洋の戦略的秩序への挑戦を始めました。その動きの中で、日本は一体どうやって自分の国・国民を守るのかということを、国民が主権者として真剣に考えなくてはいけない時が来ました。

日本は、アメリカと中国に挟まれた境界国家です。1973年、アメリカとソ連との間で「米ソ核戦争防止協定」が締結されました。それは、米ソそれぞれの同盟国に何が起こっても、両国の存亡に関わるものと判断されない限り、両国間で直接的な核攻撃は行わないとするものです。それが、米ソによる冷戦体制のベースになり、世界は東と西に分断されたわけです。そのような協定をアメリカと中国が合意すると、太平洋の真ん中で米中の勢力圏が分けられ、日本が、中国の強い影響下に入り、国家としての自由を奪われるリスクもあります。それを避けるために、日本は、どのような国家戦略を構築し、それを実行するかを、尖閣諸島の領

有権問題をきっかけとして、日本人は考えなくてはいけないと思います。

我々国民に、尖閣諸島問題が突きつけているのは、単に尖閣諸島の領有権の問題ではなく て、日本全体をどうやって守るのかということです。

日本を守るためにも、国家のビジョン、目的そして戦略をきちっとしておく必要があります。国家ビジョンを、例えば、「アジア・太平洋における自立した海洋国家」とします。その国家ビジョンを実現するために、まず、我々は、生き延び、そして、財産、文化・伝統を守らなくてはいけません。それこそが、国家目的です。

では、国家ビジョンそして国家目的を達成する戦略は、どうあるべきでしょうか。経済そして安全保障分野において、国際的な相互依存、協調体制を強化していくことも大事です。 しかし、安全保障の当たり前の論理「自らを自らが守る」を持たない国は、そのような協力的な安全保障の輪に一人前の国家として入っていくことはできません。

石原さんが、ヘリテージ財団で述べた「尖閣諸島を東京都が買う」という意思表示の背後には、研ぎ澄まされた安全保障の論理「自らを自らで守る」が仁王立ちし、中国を睨みつけていたのではないでしょうか。

国家というのは、ご存知のように、三つの要素から成り立っています。国土(領土)、人民(国民) そして国家主権です。尖閣諸島問題とTPP(環太平洋戦略的経済連携協定)は、別々に考えるべきではありません。その二つは、底流で国家なるものを通じて繋がっているのです。尖閣諸島は、領土の問題です。TPPは、国が持っている主権――関税特権、規制特権を超国家組織に差し出すことです。アメリカは、経済そして軍事面で強大化する中国に対し、何とかしなければいけないという危機感に苛まされています。年内にオバマ政権・民主党と共和党の交渉がまとまらなければ、年明けのブッシュ減税の終了そして歳出の自動削減は、米国のGDPを3.9%も押し下げると予想されています。その「財政の崖」を前にして、米国経済はさらに不確実性を高めています。そういう厳しい環境の中でも、アメリカは、何とかして経済力を復活して、他国を凌駕する軍事力も維持する戦略を模索してきました。そのアメリカの戦略の一つが、日本を引き込み、世界経済を牽引するアジア経済に楔を打ち込み、その果実を取り込もうというTPPです。

尖閣諸島を巡って、日本と中国が緊張関係にあったほうが、アメリカにとって、安全保障 の自立性の無い日本を、御しやすくなります。

石原知事の「尖閣諸島を東京都が買う」に対抗し、野田首相は、尖閣諸島の国有化を強行しました。9月9日、ロシアのウラジオストックで開かれたAPEC(アジア太平洋経済協力会議)で、胡錦濤国家主席は、野田首相に対して「国有化はやめてくれ」と頼みました。しかし、9月11日、日本政府は、尖閣諸島を国有化しました。これは、ある力が、中国と日本の関係を緊迫するようにもっていったのではないかと思います。

中国との関係が緊迫化して、軍事的に脆弱な日本は追い込まれる。その場合、頼る先はアメリカしかなく、アメリカは、TPPも安全保障をリンクさせることにより、日本のTPPへの参画を促す一手を得たことになります。

安全保障の当たり前の論理を繰り返しますと、「自らを自らで守る」ということです。 TPPに参画した結果、海外産のサトウキビが大量に日本に輸入され、南西諸島のサトウキビ畑は壊滅させられ、南西諸島は無人島になってしまうリスクがあります。そうすると、住民

がいることによる実効支配が崩れ、南西諸島の領土主権は風前の灯になってしまいます。

やはり、まず我が国をどのように守るかという「志向性」で、TPPを考え、TPP参画により、日本の安全保障が不利になるようなことは、避けなくてはいけません。

2010年2月、米国国防総省が4年に1度の国防計画の見直し「QDR」を公表しました。 それを読みますと、Territory(領土)という記載は一切ありませんでした。それに比べ、 Global Commons の言葉が、頻繁に使われており、印象に残りました。Global Commons というのは国際公共財で、いわゆる航路,空路とか国際金融システムなどのグローバルイン フラを意味します。

アメリカは、他国間同士の領土問題に巻き込まれるのを避け、逆に、領土紛争あるいは 領土を巡っての他国同士の対峙を巧みに使って、他国が連携し、一丸となって、アメリカに 刃向ってくるのを防ぐ地政学的な意図を持っています。

そして、アメリカは、Global Commons における影響力を維持し、国益を守ろうとして、 その力の多くを割こうとしています。

2007年11月、アメリカ海軍が海洋戦略を提唱しました。その中で、海洋問題は法律で解決すべきと強調しています。一方、アメリカは、国連海洋法を批准していません。それでは、言っていることとやっていることに矛盾が生じます。日本は、真の友人であるならば、アメリカに対して、一刻も早く、国連海洋法を批准するように勧めるべきです。

日本は、現在、金融・経済における苦境に加え、安全保障においてもかなりの危機に瀕しています。

尖閣諸島の問題は、その危機を抉り出しています。領土問題は、譲歩して相手に領土主権を渡すか、棚上げするか、戦争か、三つしかないと言えます。戦争程、馬鹿らしいことはなく、また、日本の今の安全保障体制の不備から考えても、絶対に回避すべきオプションです。

しかし、中国による尖閣諸島の軍事強奪は絶対に許してはいけません。そのためにも、 まず、尖閣諸島を含む南西諸島を自力で守り切れる自立した安全保障体制を確立し、さらに、 国際的な協力安全保障の輪に、日本は積極的に入っていくべきです。

協力的安全保障は、軍事に加え、非軍事的な環境問題とか災害に関わるものがあり、その分野で、まず、日本はアセアン諸国との連携を進めていくのが良いと考えます。

1992年、中国は領海法で、南シナ海の殆どを自国のものだと宣言し、制海権を握り、南シナ海を聖域化しようとしています。狙いは明らかです。

充分な深さを持つ南シナ海に、米国にも届く核弾道ミサイルを積んだSSBNという原子力潜水艦を潜ませ、アメリカからの核攻撃をしのぎ、そのカウンターパンチとしての第二撃能力をSSBNにより確保するのが、中国の核戦略です。それが、実現しますと、中国は、現在よりも、アメリカの核攻撃力に対する反撃力が増し、対米外交力も強化されます。その結果、先に述べましたように、米中が、アジア・太平洋を真っ二つに切って、日本は、中国の支配下に追いやられる悲劇が、現実のものとなるリスクが生じます。

南シナ海で、マレーシア、ベトナムそしてフィリピンなどのアセアン諸国は、中国と領土・領海問題で紛争を抱えています。よって、南シナ海の中国による聖域化を防ぐためにも、 日本は、アセアン諸国との関係を緊密にしていくべきです。 具体的には、日本はアセアン諸国に対して、社会的・経済的インフラ構築支援を行い、また、武器輸出三原則を緩めて武器関連の技術のノウハウを彼らに伝え、軍事面でも緊密化を 進めていくべきです。

アジア太平洋の安全保障公共財とも言える日米安保を堅持し、アセアン諸国との安全保障における協力関係を深化させることが、尖閣諸島を守ることに繋がります。

ここまでが、私のとりあえずの話です。

木村 ありがとうございました。

安全保障という点から見た場合に、我々テレビで見ている限りの尖閣列島問題というのは、一昨年、中国の漁船が来て、海上保安庁と大変なバトルになって、それを何もなかったように帰してしまって、後でその映像がネット上に流れてきて、それを見て日本の国民としてもかなり怒ったと思うのです。そういう流れの中で、石原氏が「都で買い上げる」と。あそこに船溜りをつくるという話があって、それはちょっとまずいだろうというので、国が買い取って国有化したという流れになったのですが、それは国は買うべきだろうなというふうに、そのときまではかなり国民の多くは思っていたと思うのです。思っていたと思うのですが、実際に買い取ってみたら、えーっ、こんなひどいことになるの。日本の企業は焼き討ちみたいに遭うし、日本の品物は売れなくなっちゃうし、受けた経済的ダメージは計り知れないという感じになって、あんなことになるのだったら国有化しなかったほうがよかったのではないかな、迷うけれども、あそこでやっぱり止めるべきだったかなとか、そういう気持ちがどこかにあると思います。一昨年から今年にかけての一連の流れの中で、この尖閣列島問題は誰が仕掛けたのかということもあります。どうすればよかったのか、あの国有化は間違いだったのか、このあたり、皆さんは興味を持っていると思うので、付加してお話しいただけますか。

鈴木 1974年、ベトナム戦争末期、南ベトナムが疲弊して国力が弱まった隙をつき、中国 は西沙諸島を軍事力で強奪しました。こういうことが、東シナ海でも当然行われるという想 定をしても、何らおかしくないのです。

アメリカは、クリントン国務長官が「尖閣諸島は日米安保の対象に該当する」と言っていますが、中国の侵略行為があっても、日本を支援するために、アメリカが直ぐに軍事介入することはないと思います。

1978年、五星紅旗を掲げ、機銃も装備した十数隻の漁船が領有権を主張しながら、領海に侵入したときも、アメリカ海軍は動きませんでした。アメリカは、尖閣諸島などの南西諸島はまず日本の自衛隊が守るべきとし、もし、守りきれず、南西諸島を、中国が管轄地にしたら、もう日米安保は機能しないと言明しています。

日本の国家主権をどうやって守るのか、これが絶えず石原さんの年頭にあり、そのために も、安全保障に無関心な国民を覚醒させたいという気持ちが、尖閣諸島問題に対する真摯な 取り組みにつながったと考えます。

南西諸島を日本が守るためにも、「国家としての瞬発力」が必要です。ですから、尖閣諸島問題をきっかけにして、日本の国防体制を見直し、何とかして、国家主権を守れるものに持っていかなくてはいけないと考えます。

それから、先生がおっしゃった国有化の問題ですが、石原さんの真意としては、一気に尖

閣諸島を国有化すると、日中関係が険悪になると考えていました。一地方自治体としての東京都が購入する形にしておけば、日本政府は中国政府に対して「本当に、東京都はけしからん。勝手にやった」と釈明できる「逃げ」がつくれると、知恵を巡らしていたと思います。

そして、東京都が船溜りとかをつくり、実効支配を確かなものにしていくのが良いというのが、石原さんの考えだったと思います。しかし、野田首相は、東京都が購入し、勝手なことをやられるよりも、国有化し、現状維持が得策と考え、多分、アメリ政府にも打診をし、国有化への理解を得た上で、踏み切ったと思います。

アメリカとしては、国有化の方が、日中関係が緊迫化することを読んだ上での了承だったと推測します。その方が、日本のアメリカに対する依存度がさらに高まるので、沖縄の基地問題そしてTPPにしても、アメリカの影響力が増すという思惑が働いたと考えます。

木村 ありがとうございました。

どうもアメリカに仕掛けられたらしいと。確かにそう言われてみればそうかなという気がするのですが。しかし、日中関係というのも、田中角栄氏によって電撃的に友好関係ができるようになって40年ですね。日本の経済にとってこの日中関係は日米関係とともに大変大きなボリュームを持つようになってきて、場合によると対米関係よりも重要な意味を持つ時期が迫っているのかもしれない。そういう中で、日中関係をよくしなければいけないでしょう。しかし、やっぱり領土問題については言うべきところは言わなければならない。この二つの矛盾をどうやって解決していくのか。日中関係をもう1回修復するために、領土問題についての日本の主張をもう1回棚上げして、なかったことにして何とか日中関係を良好な状態に持ち込む方法はないのか、というようなことを言う人がかなりいるのです。そういう考え方がいい考え方なのかどうかということも含めて、山田さんから海洋政策学の側面からお話をいただきます。

山田 東海大学の山田吉彦と申します。今日は大東文化大学にお呼びいただきましてあり がとうございます。

少し私の考えをお話しますとともに、日本の海ということをひとつ皆さん一緒に考えてい きたいと思います。

お手元に配られている地図が出ている資料をご覧いただきたいと思います。

日本というのは非常に広い国でございます。北は択捉島から南は沖ノ鳥島まで、実に 3,020km。東は南鳥島から、西は与那国島まで、これは3,120kmほどございます。そこには 6,852の島があります。この6,852の島は、周囲100m以上のもの。これは海上保安庁が海図と地図から一つ一つ調べまして、周囲が100m以上のものをかぞえた数です。島というのは、国連海洋法条約という条約の定義だと、高潮時――大潮のときの一番満潮のときに少しでも海から陸地が出ていれば島なのです。ただし、同じ条約の中に「人の居住もしくは経済的生活ができないものは岩であり、排他的経済水域及び大陸棚の基点とはならない」という条文がありまして、これは後ほど関係してきますので、頭の片隅に入れておいていただけたらと思います。実は、この「少しでも出ている島」小さな島の数は10万を超えるくらいあるのです。

日本が隣国と接する境界、国境線ですね、日本はすべて国境が海の上にあるとお考えいただきたいと思います。この基点となる国境離島というものは99ございます。ちなみに、日本の6,852のうちの離島と言われるものは幾つかというと、6,847です。離島ではないのは、北

海道、本州、九州、四国、沖縄本島。それ以外はみんな離島です。日本の人口は1億2,000万人ですが、この6,847の離島に住んでいる日本人は70万人です。実は、このわずか70万人の方々がほとんど日本の海の基点を支えているのです。

先ほどTPPの話が出ました。島々の生活にとって農業というのは非常に重要。漁業も重要です。その中で一足飛びにTPPの議論になると、島の経済はなくなってしまいます。島から人がいなくなり、無人島になってしまうと、日本中の島が竹島や尖閣諸島と同じように他国からの侵略に脅えなければいけなくなります。あるいは、取られてしまうということになりかねない。

今回のテーマで「冷静に考えよう」と。そうなのです。よく日本の姿を知り、日本という 国を考えて、冷静に日本はどうしていくべきかということを考えていく必要がある。まさに 今日のテーマは今と合致したテーマだと思います。

ちなみに、約430の島に人間が住んでおります。

なぜ、このように中国が海洋進出を始めたのか。あるいはロシアが海洋進出を始めたのか。 一つには、海に権利が発生した。海を使う権利というものが認められるようになったことが 大きな原因の一つです。

尖閣諸島の報道や、あるいは議論の中で、よく海の領域に関する言葉が出てきます。領海、 公海、排他的経済水域、あるいは接続水域。この言葉を少し整理させていただきます。

実は、海というのはもとは二つです。領海か公海。

領海というのは沿岸から12海里。12海里というのはおおよそ22kmです。皆様、例えば湘南や九十九里の砂浜に立って水平線を見て、あの水平線までの距離は3kmです。22kmというのはかなり広い。この領海は、陸上と同じように主権を行使することができます。例えばこの領海内で外国人が犯罪を犯した場合には、日本の警察が捜査して逮捕、あるいは日本の司法が裁判にかける。裁判権を日本が持ちます。そして行政の管轄範囲に入っています。

ただし、海の世界は陸上や空と違うことが一つあります。無害通航権といいます。海は実は自由に通航することができるのです。よく報道で、あるいはテレビのコメンテーターが「領海侵犯」という言葉を使います。これは本当は非常に難しい言葉なのです。船は入ってきただけでは罪を犯したとは言えないのです。ですから「領海侵犯」という言葉は慎重に使わなければいけない。あえて私は「領海に侵入した」という言葉を使っています。日本の法を犯さない限り自由に通航する権利を認められている船は、領海に入るだけでは日本は実はとがめることができないのです。

なぜこんなことが起こっているかというと、海のルールというのは、国際法の概念ができるより前、国際法の父と呼ばれるオランダ人グロチウスが生まれる前よりできているからなのです。大航海時代、例えばパイレーツ・オブ・カリビアンのジャック・スバロウの船はいろんな国の船員が乗っています。イギリス人だけではなくて、ポルトガル人、スペイン人。当時、1500年代から船は世界中の海を自由に通航してきた。そして、世界中の人々が一緒になって行動していた。そこから、既得権としての無害通航権、船は自由に通航するという権利が生まれているのです。これを国際法において認たのです。

まず、領海というものがあります。原則としてそれ以外はすべて公海。人類共通の財産。 ただし、1994年に発効した国連海洋法条約という条約、日本は1996年に批准しておりますが、 この条約で海の権利というものが認められるようになった。ここで認められたのが排他的経済水域です。沿岸から200海里、約370kmです。1海里は1.852km。沿岸から200海里、約370kmです。1海里は1.852km。沿岸から200海里、約370km、そこまでの海を排他的経済水域といいます。他国を排して経済的な権益が認められる海域。具体的に言いますと、海底資源の開発を独占的にすることができる。海水や海洋の利用も独占的にすることができる。もう一つ漁業管轄権を持ちます。この排他的経済水域内の漁業は日本が独占的に、そして政府が管轄することができるという海域です。要は、海に権利ができたのです。

日本は、ユーラシア大陸の東側にあり、太平洋上に存在しています。この地図を見ていただきましても、日本の東側はすべて太平洋。ですが、日本の隣国のロシア、北朝鮮、韓国、中国は、世界へ臨もうと思うと、日本が壁になっているのです。国連海洋法条約では、「隣国との領域が重なる場合には原則として中間線をもって境界とする」ということになっております。この中間線にそれぞれ大陸側の国は海の権利を制約されています。

日本の領海+排他的経済水域の面積は447万㎞あります。これは世界で6番目であると言われています。言われているというのは、測っていくとイギリスやフランスのほうが多いのですが、イギリスやフランスはあえて主張していない海域があるので、そういう面も含めて「6位と言われている」という表現をします。

では、隣国中国はどれくらいあるか。自称、自分では300万km あると言っております。ただし、これには尖閣諸島周辺も台湾も南シナ海の南沙諸島もすべて入っています。私が所属しております海洋政策研究財団が、実際に海図から、中国が実効的に管理している海はどれくらいか推定しましたところおよそ90万屋です。わずか日本の5分の1。中国は海の権利を求めて拡大している。まず南シナ海です。鈴木先生のお話にもありましたように、南シナ海は、現在、ほぼ中国は軍事的にイニシアティブを取り、そして主導権を持ち、制海権を持ち始めている。それに比べて、東シナ海は余り影響力を持ってこなかった。

「第一列島線」という言葉を皆さんはお聞きになられたことはありますか。中国は、1980年代、米国との軍事境界ラインとしての第一列島線を設定しました。これは、九州から沖縄列島、そして台湾、フィリピン、マレーシアのボルネオ島(カリマンタン島)から南シナ海を包み込むよう島々を結んだ線です。このラインを第一列島線と呼びまして、その内側を海洋領土、中国の管轄海域にするという目標を立ててきました。実はその完成年次は2010年だったのです。2010年までにその第一列島線の内側を自国の海の領土とするという目標を持っていました。

2010年、共産党は検証しました。南シナ海はほぼ手中に収めた。東シナ海は何をやっているのか。何もできていないじゃないか。そこから、2010年8月、突如、東シナ海の日中中間線の海域に270隻の大漁船団が出てくるのです。日本と中国は日中漁業協定というものを結んでおりまして、この中間ラインは、両国が両国の管理のもと漁業を行うことができる海域になっております。そこに漁船団を投入してきた。1隻当たり10人から15人乗っています。2010年、270隻が出てきたときに、大体70隻ほどが日本の領海に侵入し、不法操業をしていました。海上保安庁は1隻1隻を押し出していました。

そして翌月9月7日、これは私の誕生日だったんですよ。この一報が入りまして、自宅に帰れなくなってしまった。夜通し状況を分析していました。石垣のグループと連絡を取り合

って、その後の対策を考えていたのです。

よく、「酔っぱらいの漁師がぶつかっていただけじゃないか」、「漁師が勝手にやったことなんだ」と言う人がいますが、そんなことはありません。中国の漁船団は自動船舶識別装置(AIS)という機材を積んでいます。船には全部識別番号が割り当てられています。船名、持ち主、どこのグループに所属するか、このようなデータをAIS(自動船舶識別装置)で発信しているのです。それを中国の農業部漁業局所属の漁業監視船「漁政」がレーダーの上に落として、どの船がどこにいるかすべて管理しています。そしてグループ単位で動かす。このグループは北上せよ、このグループは日本の領海に入れ、そしておまえはぶつかってこい。全部指示が出る。私が調べてきた限りでは、おそらくあの事件は福建省の軍部の指示で動いています。これは一種の点数稼ぎだったのですが。その証拠に、9月7日の事件の後、あの漁船団はどこに現れるかというと、東シナ海ガス田の「春暁」です。日本名白樺のガス田に新しいドリルを入れるときにあらわれました。

この漁船団のもう一つの役割があるのです。漁船というのはみんな魚群探知機を付けています。海底を見ているのです。潜水艦対策です。全部一斉に動くのです。270隻が全部一斉に動いてくる。海を管理する一つのツールとして漁船団は使われている。

それがあくまでもその段階では民間だったのです。しかし、2010年11月には漁業監視船が 日本の接続水域に入ってくる。

この「接続水域」という言葉も、皆さんはニュースで聞いて何となくわかっているけど、何となく意味が不明な言葉だと思います。領海からさらに12海里、沿岸から最大24海里まで予防海域と言われます。領海の中に犯罪を持ち込まれる可能性があるとき、明らかに領海内に侵入し犯罪を犯す可能性があるときに、その予防海域として警告することができる。そして、予防のために法を執行することができる。

例えば、これは安全保障上とは若干変わるかもしれないですが、ロシア船がときどきあるのですが、船の中でインフルエンザが蔓延している。日本に持ち込ませることはできないというときに、この予防海域、接続水域で止めてしまうのです。そして中を検査し、しかるべき措置をとるということを行います。

そういう予防海域を接続水域。領海とは違います。ここを横切っただけでは、日本は「領海に入らないようにしてくれ」と言うしかないのです。それをわかっていて中国の漁船団、漁業監視団は来る。それが2010年11月だった。

それが翌年2011年には、この漁政が領海に侵入したのです。そして2012年3月、中国の国家海洋局の海洋監視船「海監」が日本の領海に侵入した。この意味は大きいです。「漁政」―漁業監視船の役割は、漁場の管理と漁民の監督です。あくまでも漁業という名目でしか動けない。これに対して海洋監視船「海監」の役割は、自国の管轄海域の管理です。要は、もうここは中国の海なんだよ、と。実は、「海監」は武装していません。自分の国を見回っているのだ、だから武装は要らない。そういう方向で中国は、2012年、とうとう尖閣諸島周辺の日本の領海まで入ってきた。そして、ここは中国の海だと言いだしたのです。再三政府に対して行動を求めても、何も動いてくれない。そこで、翌4月、石原慎太郎知事は、これではだめだ、東京都が「買う」と言って、思いっきり政府の背中を押したのです。押し過ぎたのですね。政府はあたふたとしてしまった。すぐに官房長官は「購入を含めて検討する」と

言ってしまった。まあ、石原慎太郎知事は中国で夕力派だと見られていて、すぐにでも島を 開発するのではないかと思ってしまった。実はそんなことはなかったのです。私は東京都の 専門委員で、東京都による尖閣諸島購入のプランをつくっていた一人ですが、来年の3月ま で、正式に東京都が買うまでは具体的なプランを表に出す必要は一切ない。そこから始めれ ばいい。と指示を受けていました。要は、石原慎太郎の頭の中には、秋の党大会に混乱なん か起こさせることは必要はない、粛々と冷静に島を管理していく方向を目指すのだという考 えがありました。その間に国がしっかりと管理するプランをつくらせる余裕も与えると。残 念ながら焦っちゃったんです。政府は意識しすぎて、あたふたあたふたしてしまいました。

実は、これは裏話になりますが、8月13日には、国が買うことに決まった、栗原さん(地主さん)と話がついたと聞いていました。

慎太郎知事は、「避難港」から「船溜り」という言葉に変えているのです。これは海の世界だと大きく意味が違うのです。国も尖閣諸島に避難港をつくるプランを持っています。800億円で大々的に港を開発するプランです。ですが、東京都がつくろうとしていた船溜りは、テトラポットを幾つか落として入り江に潮流を制御して浮き桟橋を付けて、5隻ぐらいの船が一晩滞留できる場所。要は、石垣の漁師たちがそこまで行って漁をして、海が荒れてしまったら、一晩、波や風に耐え忍べる場所をつくるということです。決して大々的な開発でもない。これは私は当時の首相補佐官の長島さんにも伝えました。長島さんは「そうだよね」と言っていたのですが、上がっていくうちにわからなくなってしまった。それがすったもんだするうちに、間責決議から、売り主さんのほうも、さぁ、早く売らなければいけないと考えたようです。

ですが、これはひとつ皆さん誤解しないでください。すべて国有地化されているわけではありません。まだ、久場島という尖閣諸島のうちの一つの島は私有地です。三つの島を国有地にしても、実は余り意味がなかったのです。東京都が買う分には、政府を動かすため、管理の道筋をつけるために三つでよかった。ただ、売り主さんは最後のカードをまだちゃんと持っているのです。ここはやはり、このテーマどおり冷静に考えたらどうすべきなのか。ということは、もう1回中国との間でハレーションを起こしますかということにもなってしまう。

今回、海上保安庁は厳格な対応をしました。40隻近い巡視船を持ち込みました。これは余り言えないのですが、もう時効かな。海上保安庁の船は、1,000トンを超えて40ノットのすごいスピードで走るのです。おそらく中国の海洋監視船は初めて見たと思う、1,000トン以上の船が40ノットで走る姿を。また、日本の海上保安庁の巡視船は、日本の造船技術の粋を集めていますので。ウォータージェット推進で急旋回がきくのです。

そしてまた、中国漁民が入って停船命令を無視したらすぐに逮捕すると宣言した。逮捕すると、中国はまた週末に反日デモ、そして反政府デモが起こる。実は、中国の漁船が領海内に侵入しようとしたのですが、それをやめさせたのは中国の漁業監視船だったのです。厳格に対応する、しっかりと対峙することは、決して戦争になることではないのです。お互いの立ち位置を明確にしていくことこそが、互いの妥協点を見出すことにつながります。今日は北方領土の問題も用意しているのですが、あとはお手元に配りました写真をご覧いただきたいと思います。時節柄、今日の私の話は尖閣諸島に絞らせていただきます。

ただ1点、最後に私の提案があります。尖閣諸島を守るために何をすべきかという提案を 私はしております。

海洋保護区です。尖閣諸島を海洋保護区とすべきだ。日本が、生態系保全条約のもと海洋保護区として宣言してしまう。入域の制限、自然の保護、漁業資源の保護、それを国際機関とともにすべきです。凍結してしまうのです。このときに中国はどういう手が打てるか。中国サイドでも一方的に海洋保護区を宣言する以外の手がなくなるのです。

私は尖閣諸島の調査に行ってきまして、まず重要なのは貴重な海洋環境の保全。尖閣諸島の周囲は、黒潮が流れています。この黒潮は日本中を巡るのです。尖閣はクロマグロの産卵場です。漁業資源も保護しなければいけない。中国の乱獲を阻止しなければいけない。今年の9月、700隻もの中国漁船が入っているのです。さらに中国に軍事拠点をつくられてはいけない。海洋保護区として徹底した入域制限。そして、日、中、台湾も含めて、適正な漁業、漁獲高の割り当てをつくる。さらに国際的に海底資源をもう一度正確に調査し、将来的な開発計画を隣国との間でつくる。今、日本がまだ優位にある間に日本のプランを進めていく。それで国際社会を巻き込む。先ほど鈴木先生がおっしゃったように、ASEANとも手を結んでいく。アジアの海の自然、漁業資源、そして計画的な海底資源の開発を進めていくという流れをつくっていく必要があろうかと思います。それが私の提案です。

木村 ありがとうございました。

山田さん、海洋保護区というのは日本の国が指定することができるのですか。

山田 宣言をするような形です。実はブッシュ政権が、ハワイの北西1,900kmの海域、島々を、島の1個1個の管理はもう手が負えない、中国の軍艦の姿も見え始めているというので、全部を海洋保護区として管理してしまう。そして最終的には世界自然遺産になりました。アメリカの土地として世界が監視しているのです。例えば尖閣諸島の場合、日本の行動も制限がかけられますが、中国の進出はもう凍結してしまうことができるということになります。

木村 それができればいいのですが、棚上げしておいたのを国有化しただけでこれだけの 騒ぎになっているわけですから、保護区にした場合に、ますます向こうの反日暴動を煽って、 かつ国としても日本との交易、経済的なペナルティを課してくるという可能性はないのです か。

山田 おそらく、海洋保護区ということになればは、まずは何もできません。お互いに制限をするということが議論になってきます。新しいチャンネルができます。国際社会で、両国が話し合う舞台が作られます。国際司法裁判所に尖閣諸島の議論をかけても、余り意味がありません。相手は安全保障理事会の常任理事国です。ですから、違うチャンネルで、議論ができるテーブルをつくらなければなりません。自然、生態系の保全、環境の保護というところで東シナ海をどうやって守っていくかというテーブルをつくってしまうことが、私は一つの方法だと思います。

木村 この意見は初めて聞きましたね。

それでは時間の関係もありますので、もう一度、二人のスピーカーの話を聞かれた上で、 最初に話をされた花井さんにチャンスを与えたいと思います。日中関係は非常に悪い状態に あります。日本の経済にとってもマイナスです。ぜひ景気をよくしたいと思っているのにマ イナス要因になっていることも事実なので、そのあたりをどう解決していくのかということ も含めたご意見をいただけるかと思います。

花井 大変難しいお荷物をいただきましたけれども、まさに山田先生、鈴木先生の時宜を得たご指摘に敬服いたします。確かに安全保障の観点を見失っては、国土の保全もできなければ国家としての領土領海政策そのもののあり方も見えてこない。しかも、大局的な観点で海洋政策というものを確立しない限りそれは見えてこないわけで、両先生のご意見は本当に示唆に富んだご提言とご意見だったと思います。

もう一度我々は考えなければいけないのは、我々が領土問題と言うとき、日本だけの観点で見てしまいますが、世界中に実は領土問題というのは常に存在していまして、日中、日韓、日露だけの問題ではないのです。世界はそれをどのように解決してきたか、もしくはどのような状態に今あるのかというのを我々は学ばなければいけないと思っております。対立の種ではなく、理解と合意を経て有効なきっかけをつくるためにも、領土問題のあり方を真剣に我々は学ばなければいけないと思っています。そのためには何が原因だったのか、そして今どうあるべきか、どうあるのかというのを、まさに冷静に、鈴木先生が言われる冷徹にそれは見なければいけないと思っております。

資料にあるように、北方領土に関しては、第二次世界大戦を経てこの問題が発生してきているのは事実です。つまり、ロシアに関して言えば、これは正当な戦争の結果で得た戦利品であり、戦利的な意味合いをかなり持っていますし、これは自分たちが勝手にやったのではなくて、添付した資料の中にあるように、カイロ宣言やヤルタ会談やポツダム宣言やさまざまなものの中で、特に「ヤルタの密約」と言われているものを経て、当然ロシア側の主張があります。それに基づいて2010年11月に当時の大統領のメドベージェフ大統領が国後を訪問しているということでありますし、まさに上陸を許してしまっていると日本は言いますが、ロシアにとっては国内移動に過ぎないということでありました。

蛇足ですが、実は大統領が国後に入る1ヵ月前に私はロシアに行っていまして、ロシアの 外務省に対して日本側は大統領の北方領土訪問の可能性に懸念を示しているがロシア外務省 の見解はどうかとの話をしました。その際に、ロシアの外務省より明確に大統領は国後に上 陸しますよ、訪問しますよという発言を得て、これは日本の国内的には大変な問題になるな ということで一定の確証を持って、在ロシア日本大使館の当時の大使、公使にそれをロシア で進言したのですが、残念ながらこれは黙殺されてしまいました。

ことほどさように、実は領土問題の抱えるもう一つの観点というのは、政治的な判断と官僚的な判断とを併せ持った意味で、マスメディア、もしくは情報収集、諜報も含めた正確な情報を分析する能力、インテリジェンスがなければ真の国際交渉たり得ないということを申し上げたいのです。聞く耳を持たなかったとか情報を取らなかったことをとやかく言っているのではなくて、日本のこれまでの歴史の中で、太平洋戦争、第二次世界大戦が始まるきっかけのパールハーバーのときもそうですが、対日宣戦に対する大義名分を与えたのは「日本が卑怯だから」ということがありました。宣戦布告の手続に対して外交上の問題があったというのは有名な話です。つまり、しかるべき対応をしかるべき方法に基づいてしっかりとやらなければ、一つのボタンのかけ違いは大きな国益が損なわれるという話であります。

竹島に関して言えば、当時、日韓併合が行われ韓半島が日本領とされていた時代の中で、

日本の敗戦を経て韓国が独立する過程において、そもそも日本の韓国に対する領有支配のきっかけをつくったのがまさに竹島の国有化宣言、島根県編入の問題であったと考えられているために、韓国からすると日韓関係の象徴的なところであると考えられているのです。そのため、政治的パフォーマンスに使われるのは至極当然な話であります。その結果、メドベージェフ大統領ではありませんが、李明博(イ・ミョンバク)大統領の上陸を許すことになるのです。これも外交力、国際交渉力、そして日韓での政治的な信義要素の欠落、日本政府の危機管理能力の欠如があると思います。

最後に尖閣ですが、これは明らかに1967年の国連アジア極東経済委員会の調査報告に基づ く海底資源の発見がきっかけであるのは間違いないことです。世界が認める客観的な事実で あります。それによって今日の領土問題があるということであり、我が国は実効支配という 形で毅然とした対応を維持しなければならない。

それぞれの領土問題に関する事実としてはそのような流れの中で、我々は各領有権問題 の異なる特性をしっかりととらえながら我が国の主張をしなければならないと思っておりま す。

最後ですが、レジュメの中にもあったように、私は政権与党の中にいて領土の話し合いの中で任されたのは、北方領土しかありませんでした。当時、日本政府は、領土問題と言えば北方領土。尖閣諸島、竹島に関しては、領土問題というとらえ方をしてはいなかったのです。もしくは、ロシアの不当な占拠に基づく問題しか取り上げずに、竹島の問題、尖閣の問題についてはおざなりにしてきたというのは事実であります。

その中で非常に違和感を覚えているのは、よく領土問題の交渉過程で出てくる「我が国固有の領土である」という主張です。実は、竹島にしろ、尖閣にしろ、北方領土にしろ、非常に辺境にあるがゆえの問題であって、皆さんとともに考えなければいけないのは、ここが「我が国の固有の領土なのだ」という主張が正しいかどうかということと、もちろん毅然とした領土に関する外交交渉を続けることは別ですので、私は「固有」というものの持つ意味合いがちょっと違和感を持っていたというのは正直なところです。

実閣で言えば、歴史的経緯の中で沖縄に編入されていたのであれば、沖縄は当時は琉球王国という一つのガバナンスを持った地域であって、我々が言う日本国政府というのとは実際には異なっていたこともあります。それが今日に至って、歴史的な経緯の中で我が国の固有の領土なのだということの違和感であります。竹島で言えば、島根県に編入されたのです。1905年に宣言しますが、それまでの間、そしてそれ以降の問題において、我が国の本当に固有の領土だったのだという主張自体がすごく違和感があるのです。つまり、他国による国家主権への侵害に国家は毅然と対応してきたか、侵害を黙殺をしてきていたのではないのか、との疑問であります。北方領土に関して言っても、当時、当時と言ってもどこまでというのもあるのでしょうけれども、少なくともロシアと我が国が交渉もしくは通商を結ぶ江戸時代においては、蝦夷地と言われていた北海道があり、そこにアイヌという独立した民族があった中で、近代国家がネイションステイツ(民族国家)というものであるならば、沖縄に琉球の方がおられて、北海道にアイヌの方がおられて、その中でそれぞれの政体を持った支配自体がある中で、「我が国の本来固有の領土である」という主張にすごく違和感があったのは事実です。

だからと言って、主権国家としてこの領土問題が、いささかも揺るぐことがない正当なものなので、我が国の領土であるという正々堂々とした毅然たる主張を我々はしなければならないわけです。それは、歴史的にも、政治的にも、外交的にも、まさに経済的にも、いま両先生が主張されたとおりだと思っております。

そこで、一つの解決の中で国際司法裁判所が出てくるのですが、ICJと言われている国際司法裁判所への問題提訴がなかなか難しいのは、皆さんご存知のとおり、強制管轄権と言われている義務的管轄権の受諾を実は日本だけがしていて、ロシア、中国、韓国という領有権を争っている相手がそれを受諾していないがために、単独提訴しても法的には解決の糸口にはならないというところです。ただし、それにおいて我々は主張をし続ける、もしくは主張を続けていかなければ、この領土問題は解決の糸口すら出てこないと思っております。

実効支配していると言われている尖閣においても、山田先生が言われるように、今そうであったとしても、この5年、10年でどのような立場の変化があるのか。もしくは、鈴木先生が言われるように、我が国自身が軍事的な背景を持たない状態の中でこの交渉が本当に有効に働くのかというのは疑問であります。ですが、あくまでも我が国の周辺海域を含めて東アジアを平和の海にするためにも、北方領土であれ、竹島であれ、尖閣であれ、我々は知恵を出し続けていかなければならないと思います。主権を持った国家として、法律を持った近代国家として日本があり続けるためには、正々堂々とした主張こそが国際的・国内的世論を唯一説得できる方法だということで、領土問題の交渉においてはいささかも揺るがない信念と覚悟を持って行動しないとならないと思っております。

そういう意味で、冒頭に言いましたが、この衆議院総選挙というものを踏まえて、政権を どうつくっていくかは我々一人一人の投票行動にも起因してきますので、ぜひとも領土問題 から見た我が国の今のあり方も踏まえて、この問題を受けとめていただきたいと思っており ます。

木村 一回りお話しいただいて、何とか討論の時間を30分残したいと思ったのですが、ぴったり30分前になりました。おそらく講師の方は補足されたいこともあると思いますが、会場からもし質問があれば、それを優先したいと思います。

フロアA 私の父親と祖父は小笠原に戦前住んでおりまして、父親からよく聞かされた話は、青年の頃から南鳥島へ行って測量をして、海軍の仕事ですが、飛行機用の滑走路も何年もかかって命がけで小笠原の青年団が行ったそうです。ところが、最近、領土問題をいろいろ見ていますが、ほとんど報道されておりません。現在、自衛隊がそこにいらっしゃるのか、あるいは、いま地図を見ましたら、日本の排他的経済水域からポーンと離れて、まるで離れた羊みたいな感じで、これを中国に狙われやしないか、あるいはほかの国が何かそういう心配がないのか、その二つを聞いてみたいと思います。

木村 南鳥島を守るために今どうしているのかということと、取られないかと、この二つですね。それでは、もうひとり。

フロアB 今日は貴重な話をありがとうございました。

安全保障と国際法の観点からお聞きしたいのですが、例えば中国の最近の現状への挑戦というのですか、僕は山田先生の著書も読ませていただいたのですが、例えば、この間もありましたが、中国の原子力潜水艦が、領海を通るときは浮上して国旗を掲げないといけないが、

今回それがなされなかったと。あるいは、2003年だったと思いますが、アメリカ軍の空母が沖縄沖で訓練しているときに、中国の原子力潜水艦が7kmの距離まで近づいて浮上した。これに対してアメリカ軍は全く気付かなかった。それに対してものすごい衝撃を受けたということもあります。さらには、これは衝撃的だったですが、2010年に当時の人民解放軍の海軍の司令官がアメリカ軍の太平洋司令官に対して、太平洋をハワイから西と東で分割しないかという話を聞きまして、これは明らかに現状に対する挑戦だと思うのですが、その辺の話を聞かせていただけたらと思います。

木村 そういう中国の船舶の違法というか非違行為があったということについて、どうい うふうに見ているかということですね。では、その2点で。

山田 南鳥島の件です。

南鳥島は、日本のEEZの管理上、非常に重要な場所でございます。現状、海上自衛隊が常駐しております。これは硫黄島からの分遣隊が入っております。飛行場ができております。気象庁の気象観測の人間がおります。

そしてもう一つ、今、低潮線保全法という法律のもとに、特定国境離島に指定されていて、 港の開発をすすめています。実は南鳥島は周辺海域にレアアースがあるのです。南鳥島を基 点としたEEZ内に日本人が使う230年分のレアアースが眠っています。これは泥状になっ ています。ただ、深いのです。5,300mぐらい。これは東大のグループが今研究していまし て、早ければ来年にでも一部採取をしてみる。通常、レアアースを掘ると環境汚染が甚だし いのですが、海底のレアアースは泥状になっているので採りやすい。周りに環境の汚染をも たらさない。非常に有望なレアアースがあるので、その開発に向けて港をつくるということ になっています。

最後の写真の沖ノ鳥島の問題も含めて、この広い海域をどこを拠点に守っていこうかというところで、今、小笠原が着目されています。小笠原に一つこの広い海を守るセンターをつくったらどうかという案があります。そういう点で、自然を守る。安全保障と、今は自然を守る、環境を守ることも一体になりつつあります。安全保障は国として人間の住んでいる環境を守るということにもつながるというところで、今、小笠原を拠点にこの海域全体を管理していこうという考え方が動き始めたところです。

木村 沈みそうになっているのはどっちでしたか。

山田 沖ノ鳥島です。実は、沖ノ鳥島間調査団の事務局長をやっておりまして。私は2度ほど行って参りました。

国連海洋法条約では、高潮時満潮のときに少しでも陸地が出ていれば島として認められるのですが、冒頭に言いましたように、それが人の居住もしくは経済的生活ができなければ岩として、排他的経済水域及び大陸棚の基点とはならないということになっているのです。この小さい島は人の居住はお尻が痛くて無理かなという気はしていますが。ただ、そこを基点にどのような経済行為をするかは国家の主権の問題です。日本が選択すればいい話です。

ご安心ください。沖ノ鳥島は満潮になってもあと16cm残っています。この16cmの島が基点となり、40万紀、国土より広いEEZを持っているのです。そこの開発、将来的な管理が重要です。何よりもこの島は取られちゃいけないのです。洋上に他国の拠点をつくられてはいけないということでも管理をしなければいけない。これも特定離島として低潮線保全法で指

定されて、今、管理体制が作られつつあります。この小さい島から延々に桟橋を伸ばして、 その沖合に港をつくるという計画を今進めております。

木村 満潮時に首を出していなければいけないというのは、人工的にくっつけていっちゃいけないのでしょう。

山田 はい、人工的にではいけないです。ただし、これはいま実際にやっていることですが、サンゴ礁の培養実験をやって、どんどんサンゴを戻すのです。サンゴは瓦礫になるのです。吹き溜りを固めてもいいことになっています。

木村 それは人工的とは言えないのだということでやっているわけですね。

山田 陸地の境界というのは、防波堤は人工でも基点になりますので、それと同じ考えです。自然のものを固めるのは認められているのです。増やすのはだめなのです。

木村 もう一つ質問がありました。中国の艦船の問題。

鈴木 中国は、今までのアメリカ主導の海洋戦略秩序に明確に挑戦し始めました。中国は、1974年に。南シナ海の西沙諸島をベトナムから奪いました。そのような覇権的な中国を警戒して、ASEAN諸国は、2002年11月、中国と「南シナ海行動宣言」を行い、何とかして中国を大人しくさせようとしました。しかし、宣言では効き目が無く、何とかして宣言ではなくて規範にしようと、ASEAN諸国は躍起になっています。

グローバルな地政学で考えないと、中国の挑戦に対抗する戦略を構築し、実行することは できないと思います。中国は、国内における民族問題、チベットそして新疆ウイグルの独立 への動きなどの問題を抱えています。そこに中国の脆弱性を見出し、揺さぶりをかける戦略 も一考に値すると思います。

また、日本は、中国と長い国境を接し、天然資源にも恵まれるモンゴルそしてカザフスタンと、関係を深くし、安全保障において協力し合うことも、対中国戦略において有効です。 それから、インドと日本とアメリカ、あるいは日本とインドとASEAN、そういうトライアングル構想の実現に努力すべきです。

アジア諸国は中東原油への依存度が高いので、原油・天然ガスの共同輸入機構を、アジア諸国でつくるのも、アジアにおける紛争へのバッファーになりえます。

また、ロシアは、中国の人口圧力に非常に脅えています。ご存知のようにシベリアは640万から670万ぐらいしかロシア人は住んでいませんが、シベリアと中国の国境沿いに、中国人は1億人以上住んでいます。よって、絶えず、ロシアには中国からの人口プレッシャーがかかっています。

中国の攻勢を凌ぐためにも、シベリアの開発を日本の技術とお金を使ってやりたいというのが、ロシアの真意だと思います。また、サハリンからの天然ガスパイプラインを稚内に揚げ、津軽海峡を経て、太平洋岸の海底を通し、首都圏に持ってくる計画もあります。

日本は、天然ガスの殆どをLNGの形で輸入しています。LNGだけですと、どうしても足元を見られて、価格交渉において、日本勢は不利になってしまいます。一方、ヨーロッパ諸国の多くは、LNGに加え、パイプラインで天然ガスをロシアなどから購入しており、それらを両天秤にかけ、価格交渉を行うことができます。よって、ユーロッパ諸国のLNG購入価格は日本の購入価格の半分ぐらいで済んでいます。

よって、日本が天然ガスをパイプラインでロシアから購入できれば、そのような不利な

状況から脱却できると思います。

現在、アメリカは、他のアジア諸国と二ヵ国間の軍事同盟を結ぶというハブ・アンド・スポーク型の安全保障関係をアジアで構築しています。しかし、中国がさらに強大化しますと、このハブ・アンド・スポーク型は機能しなくなります。

よって、それに替わるネットワーク型である集団安全保障機構をつくり上げる必要があります。、初めから、軍事的な集団安全保障機構の実現が難しいのであれば、環境とか災害とかの非軍事的な協力的な安全保障の関係構築から始めるのが現実的だと考えます。

木村 今まで普通には考えられていなかった選択肢を含めて、対中国を含む日本が働きかける同盟関係について提案していただいたと思います。

フロアC 最初に、今日は大変ありがとうございました。とても勉強になって、いつもテレビで何が何だかわからないところが、少しですけれどもわかったような気がしました。先生方が主張していらっしゃるのは大体理解したように思うのです。

鈴木先生にお伺いしたいのですが、最初に、「冷徹に」と。何に対して冷徹にということ なのでしょうか。

というのは、集団的自衛権という問題で、今日は出てこなかったですが、安全保障問題に関して、テレビの党首討論を聞いていましたら、ある党が、もちろんおわかりになると思いますが、国防軍にして、アメリカがやられたときに日本がただ見ていていいのか、と。集団的自衛権とはそういうものではないというと、強制力として、アメリカ軍と同じように日本が……。自衛権しかありませんよね。憲法9条との関係でどのようにお考えなのか。今、安保闘争は60年、70年で終わっちゃって、強制力について触れる方はありませんし、いざ戦時になった場合に、日本は集団的自衛権でどこまでやれるのかという問題は、改正論も含めて大事なことではないかと私は感じました。先生はどのようにとらえていらっしゃいますか。「冷徹に」はそこにかかってくるのでしょうか。

先ほどレジュメを見せていただくと、「国家・国民の生存および国家主権を守る」というところで、志向、生命、財産、伝統的な文化とか、いろいろ国の財産と言われるものがあると思うのです。国民の生命も国の財産です。そういう考えから、領土もそうです。それで日米安全保障条約というのは私が知る限り基幹を今までなしていて、日本の国体としての武力行使に対する考え方は憲法9条に代表されていると思うんですよ、戦争の放棄という形で。ただ、攻められたときに自衛権だけで……。先ほどお話を伺っていましたら、大型の監視船がすごいスピードでぶつかったらあちらも相当な損害を受けるというような脅しをかけて何とかしのいでいるという感じかなと。日本の法的な権利を守るという意味においてですが。法的な権利の強制力というのは、実効性があるのは……。

木村 ちょっと質問がわかりにくいのですが。こういうことでしょうか。憲法 9 条の解釈 として、個別的自衛権、自分で自分の国を守るという考え方があるけれども、その考え方に プラスして……。

フロアC 集団的自衛権を、簡単に言ってしまうと、どのように考えて、どのような方向へ……。

木村 あなたの話は簡単じゃないから聞いているのだけど、今のところ少なくとも伝統的な政府の解釈としては個別的自衛権、要するに日本の人を守るために自衛隊は働けるという

ことになっていますね。先ほど言った例えば尖閣列島とかそういう領土を守るために、今の 考え方だけで守れるのかということですか。

フロアC いいえ。実際に何か攻撃があったときはどうするのですかという簡単な問題です。くどくど法的な思考力でどういうふうに解釈したらいいのかなということで、集団的自衛権をどのように考えますかという内容です。

木村 今日は領土の問題を考えてみようということですね。その領土を守るために集団的 自衛権が必要なのかどうかという意味ですか。

フロアC いえ、そうではないです。「冷徹に」がどこにかかっているかという鈴木先生への質問です。

木村 「冷徹に」が何にかかっているかということはわかりましたが、それ以外におっしゃりたいこと。集団的自衛権ということによって何をお聞きになりたいのですか。

フロアC 憲法 9 条を改正しないと守れない部分もあるのかなということで、合法的に、司法裁判所が取り上げてくれない問題が……。

木村 ということは……。

フロアC 質問の意味は、攻撃されたときにどこまでやれるのですか、と。

木村 今の考え方でということですか。

フロアC 今の法的な範囲内でです。現行法の中でどこまで守れますかということです。

木村 現行法の範囲でどこまで守れるのかということですね。

フロアC そうです。フォローをありがとうございました。

木村 ほかにありますか。

フロアD 先ほど鈴木先生がおっしゃっていた「グッドウィルはなかなか通じないのだ」という言葉で思い当たるところがあるのですけれども。二十数年くらい前であったらば、我々日本人もアメリカ人も、今の対中国の考え方がかなり異なっていたと思うのです。それがわずか20年ぐらいの間になんでこうなっちゃったのか。

木村 こうなっちゃったのかというのは、日本側の考え方がですか。

フロアD 中国の方々が。

木村 中国の動きですね。わかりました。

フロアD 日本人は井戸を掘るべくいろいろなことを助けてやったつもり。ところが、そうじゃない。

木村 今、中国が膨張的になってきているということについてですね。どうしてそうなってしまったのか。

フロアD そうです。

アヘン戦争だ何とかだ、いろいろな植民地政策をやったのは日本だけじゃない。イギリスもドイツもフランスもアメリカも少しやった。だけど、中国の人は日本だけには特別に恨みを持っておられるように推測するのですね。なぜ日本だけなのか。そこは、日本を材料にするのが中国の政府にとって一番都合がいいという説も聞くけれども、本当なのかな。そんな程度の打算でやっていることのようにも思えない。何が何だか、中国の方々の本当のお気持ちというものが理解しかねるところがあるのですが。先生方、どうでしょう。

木村 一人目の方からは、「冷徹に」ということが何に向けられているのかという質問が

ありました。

もう一つの問題は、現行法の範囲内でどこまで守れるのかという質問ですが、どなたか。 **鈴木** 質問された方の質問は、「冷静」ではなくて「冷徹」ということですね。「冷徹」を、 リアリズムという意味で使いました。例えば、法律を遵守させるためにも、法的強制力が必要と思います。ものごとが決められ、それが実効されるためには力の背景がいると考えるのが、リアリズムです。

フロアC (聴取不能)

鈴木 いや、交渉に際して、相手の言い分も十分に聞くべきです。特に、日本は、自立した軍事力を拒否しており、他国の信義に頼って、安全と平和を実現しようとしているわけですから。

領土問題においても然りで、お互いに相手の意見を聞いて、交渉して、決裂した場合は、 国際司法裁判所に訴えるというステップを踏むべきです。

私が言いたかったのは、尖閣諸島を、米軍の支援の前に、自力で守らなくてはいけませんが、現在の日本の体制では、それが困難であり、そこを何とかすべきと言うことです。

木村 今の体制の中では、簡単に自衛隊は出て行けないでしょう、あそこに。海上保安庁 に任せているわけです。これは今の制度の中で変化できるのでしょうか。

山田 原則として海上保安庁。あくまでも中国サイドは軍は出て来ていないのです。まず漁船が出てきて、漁業監視船、海洋監視船がでています。現在、日本の自衛隊の性質上、向こうが攻撃態勢に入ってくるまでは出ない。ただし、今回の尖閣諸島の一連の動きでは、しっかりと海上保安庁と自衛隊は連携しています。海保の後ろでしっかりと自衛隊が支援態勢を取っています。日本海の巡視船をだいぶ尖閣諸島周辺に移しました。その分は自衛隊のイージス艦が厚く配備されて、常に警戒に当たる。そして沖縄では、米軍との連携も含めて中国軍が動けないようにプレッシャーをかけていく。その中で思いきった海上保安庁の警備ができる。日本の海上保安庁と自衛隊の連携体制は、実は自衛隊と海上保安庁の中では「今回は本当によくやれたよな」というところまで来ています。これからどんどんこれが発展していき、それぞれ役割、お互いの持つべき役割を確認していく。そして、足りないところを今度どうやって法的に埋めていくかという話になると思います。

鈴木 中国軍は、「接近阻止・領域拒否」という対米戦略を持っています。要するに、アメリカの海軍が来たら、対艦ミサイル、潜水艦などで、その接近を阻止するとうものです。 それに対抗するのが、アメリカの「エア・シー・バトル」(空海戦闘という統合戦略)というのですが、自国の戦艦へ、敵のミサイルが向かってくる前に、そのミサイル基地を叩く可能性もあります。

それは、ミサイル基地がある中国本土を攻撃することであり、中国は「核を使う」という脅かしを、アメリカにかける可能性があります。その攻撃対象は、米軍基地のある沖縄あるいはグアムになります。よって、アメリカは南シナ海、東シナ海での中国と近隣諸国との軍事紛争に軍事介入しにくくなります。

そういう事態を何とか回避するためにも、日本は、中国との経済における複合的な相互依 存関係を深めつつ、ASEAN諸国、中央アジア諸国、インド、ロシアなどとの関係を戦略 的に構築していかなくてはいけないと思います。

フロアC (聴取不能)

鈴木 そうです。「冷徹」ということです。

フロアC 先ほど「冷静に」だったら納得がいっていたのですが、「冷徹に」と読み替えてと最初におっしゃったところに私は引っかかって、質問の内容がまとまらなかったのです。すいません。やっとわかっていただけたようで、ありがとうございます。

木村 中国の膨張政策がどうして起こっているのかということについては、特に中国は海が欲しいのだ。なぜ海が欲しいか。排他的経済水域が日本と中国ではまるっきり違っていて、中国はそれをキャッチアップしようとしているという話も出ましたね。

ほかに、中国の最近の変化についてありますか。

花井 中国について、私は何回も中国政府とも話はしますが、見方の問題なので、これは 私の意見ということでご了承いただければと思います。

いま言われたのは、逆に本来の姿が出てきているだけで、今までがおとなしかった。中国の歴史的背景を考えると、ちょっと隠れていただけで、本来の姿が出てきている膨張主義であり、覇権国家であり、というものを求めざるを得ないような周辺国との争いの中で、それが先ほどから出ているような冷徹な国際政治の視点だと思います。内政の問題、内政への不満、経済への格差の問題とか、国民不満の暴発を防ぐための措置みたいなものはあるにしろ、本来的に中国の持つ覇権主義的なものが出ているのではないかと思います。そういうふうにとらえたほうが自然であり、日本という国が政策・戦略を持つべき対応の部分だと思っております。

先ほどから言っているように、領土問題というのはゼロ・サム・ゲーム。つまり、誰かが 得すれば誰かが損をする。譲れば、譲られたほうが得をして、譲ったほうが損をするみたい な線引きの問題なので、「どっちかが得、どっちかが損」ということしかとらえられないも のに対する解決は、先ほど鈴木先生、山田先生が言われているように、ノン・ゼロ・サムな 状態をつくり上げる。つまり、相互依存状態を今以上にさらに深めて経済の結びつきが深く なれば、安全保障の問題も含めて相互の理解が深まり、争いを起こすほうがロスが大きいと いうことであれば、そういう方向にはならないであろうと考えるのです。先ほど一つの提案 があったように、保護区のような自然生態系の保護、環境保全などを進めて、例えば災害が 当該地域で発生した場合は相互救助体制を組み、みんなが協力できるような体制づくりを地 域の集団安全保障も含めて考えていく。漁業の共同管理なども含めて、できるだけ相互依存 を深めることでノン・ゼロ・サムな関係をつくり上げることが重要になってくると思います し、今後はそれに向けた方策が取られていくことになっていくと思います。

木村 最後に、私から質問させてもらいます。

山田さんに質問ですが、中国のほうが今度の尖閣の一連の事件を理由として暴動を煽り、 日本に対する事実上の経済制裁を行っているという事態ですね。これによって中国は得をし ているのでしょうか、それとも損をしているのでしょうか。このことは今後どうなっていく のでしょうか。という質問を最後にしたいと思います。

山田 中国は、簡単に言うと、車が売れなくなった、あるいは日本の商品を買わなくなった、これはただ単にこの紛争があったからだけではないのです。もう既に中国経済はピークアウトしてしまった。下降曲線の中にある中で、日本との関係でこれ以上悪化することはさ

けたいのが本音でしょう。

経済は、日本だけに打撃があるわけではないです。同じように中国側にも打撃があるのです。例えば10月は前年比-32%、日本の投資が減ってしまった。日本の円を潤滑油にして中国経済は動き出しているのです。その中で日本に対する依存体制もできている中で、これ以上のトラブルは余り起こしたくないというグループもあるのは確かです。

例えばイオンを焼き討ちした。誰が一番被害者だったか。青島の中国人です。納入業者は全部職を失い、解雇され、そして実は中国の保険にも入っている。だから必死になって2ヵ月ですぐに店を戻す。そういう力が動くのです。

これは日本経済という面を非常に重視していくと、逆に、すべて受け入れるだけではなく、 経済という切り口も使いながら、お互い日中関係の居心地のいい場所をみつけるのもひとつ でしょう。いま日本は、既に、中国以外のベトナム、ミャンマー、インドネシア、などの国 にも投資を分散していこう、チャイニーズリスクを減らしていこうとしています。そういう 動きが大きくなっていくと、中国経済の減速、そしてリセッションに向かっていく流れの引 き金(トリガー)になっていく。十分考えられることです。中国の経済は一つ日本次第とい うことも言えるのではないかと思います。

鈴木 中国の国家権力は、共産党が牛耳っています。軍も共産党に属しています。北朝鮮 と同じで、共産党の最大の目的は、自分たちの独裁体制を守ることです。

その体制というのは、経済自由、政治独裁であり、民主主義国家に比べ、かなり、有利な体制だと言えます。今までの中国経済の躍進も、その恩恵に預かっていると思います。

しかし、中国のGDPはかなりいい加減な数字です。その計算根拠を公表していません。例えば、今年は、8%のGDPの成長と政府が予想しても、電力使用量を見れば、殆ど増えておらず、経済成長は伸び悩んでいると推測できます。

今の貧富格差がさらに拡大すれば、中国は革命の国ですから、国民の反乱の可能性が高まります。中国の個人の水の消費量は、先進国の平均の4分の1であり、原油の輸入依存度が56%と、水もエネルギーも非常に逼迫しています。

だから、中国は、覇権主義というよりも、追い込まれて、生きていくために海洋強国と称して、海洋資源を確保して、何とか生き延びようというのが、中国の実態と考えます。

木村 時間を5分オーバーしてしまいました。ですが、非常に充実したお話をいただいた と思っております。私自身も初めて聞いたことがたくさんありました。海洋保護区というア イデアを今日初めて聞きました。非常にいいアイデアだと思います。

いずれにしても、中国との関係は友好でいい関係に持っていきたいと誰もが考えているわけで、だけどそのために領土の問題を犠牲にするわけにいかない。この二つをどういうふうに共存させていくかということが我々に与えられたテーマだと思います。

これから選挙戦もまっただ中になりますので、そういうことについてちゃんとアイデアを 持っている候補に1票を、あるいは、これはだめだというのだったら、白票を投じていきま しょう。

最後に、今日の講師の3人の先生に1冊ずつ、今日の話がさらによく理解できるお勧めの本を教えてもらいたいと思います。

花井 お勧めの本というと、山田先生と鈴木先生が書かれている本が一番お勧めですので、

ぜひ検索をして買っていただければいいと思います。特に領土に関して言えば、今日私が主張した部分の、幾つかを参考にさせていただいたのは、『日本の領土』という芹田健太郎さんが書かれた本と、あとは和田春樹さんが書かれた『領土問題をどう解決するか』というものが新書で出されています。あとは、こういうトピックですので、『宝島』の別冊とかいろいろな雑誌で写真付きで非常にわかりやすく書かれているものがありますので、今日の先生方のご議論をいただいて領土問題を勉強される方は、本屋に行ってぜひ手に取っていただければと思っております。

鈴木 お勧めの本は、今月の中旬にイースト・プレスから上梓される、その名もズバリ『石原慎太郎への戦略提言』という私の本です。国家理念、国家の目的そして戦略を骨格として、いろいろな分野、環境、エネルギー、軍事そして外交を、どうしたら、日本あるいは日本人を守れるかとう志向性で、論じています。その中に、尖閣諸島、領土問題も入っていますので、ぜひお読みください。

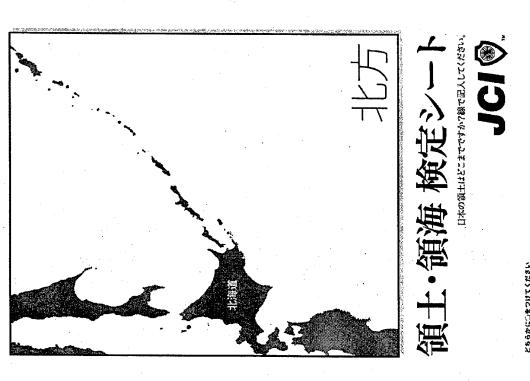
山田 今日のテーマで言いますと、自分の本で恐縮ですが、『日本は世界4位の海洋大国』。この4位というのは、EEZの面積が世界で6番です。しかし日本の海は深いので、領海+EEZの下にある海の体積・容積は世界で4番目。世界で4番目に大きな海を持っている。実はこれは野田さんが8月の末にパクって、自分のスピーチの中に入れている「世界4位の海洋大国」というのは、この本から書かれている。この本を読んでいただけると、日本はいい国だな、だから大事にしなきゃいけないね、子供たちはこの海を守っていくときっと幸せに暮らせるのではないかという気になっていただけると思いますので、よろしくお願いします。

木村 いま紹介のありました本を読んでいただいて、今日の理解を深めていただけたらと 思います。

ありがとうございました。また来年もおそらくやられると思いますので、お越しください。 それでは、良いお年をお迎えください。(拍手)

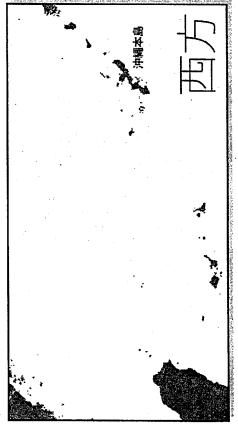
司会 長い間ご清聴いただきまして、また活発な議論に参加いただきまして、ありがとう ございます。多くの方に参加していただいて、大変うれしく思っております。今の議論を今 後の皆さんの考え方とかそういうものに生かしていただければ、大変光栄に存じます。

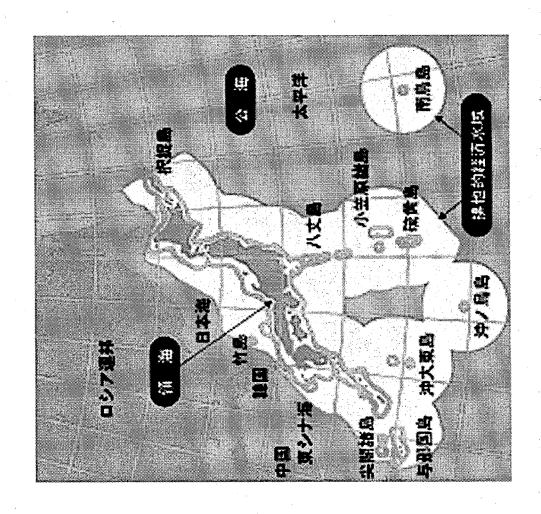
— 以上 —



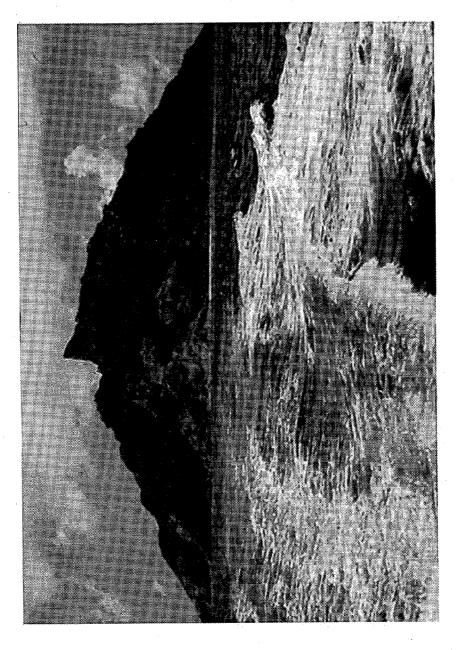
どちらかにつきつけてください JC ・ 市民



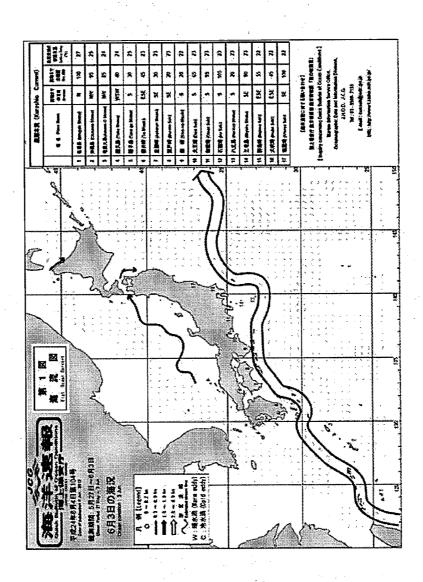


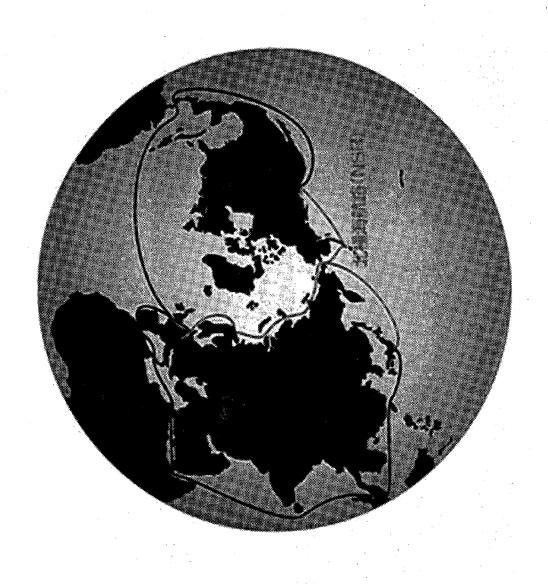


尖閣諸島



選出





横浜ーハンブルク間 距離

喜望峰経由

パナマ運河経由

工ズ運河経由

14, 542海里

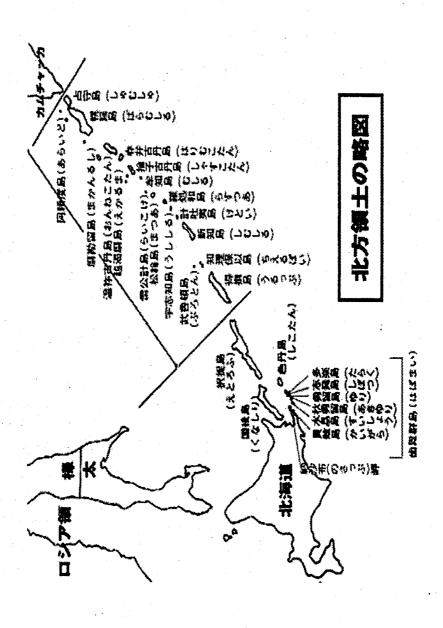
420海里

1,073海里

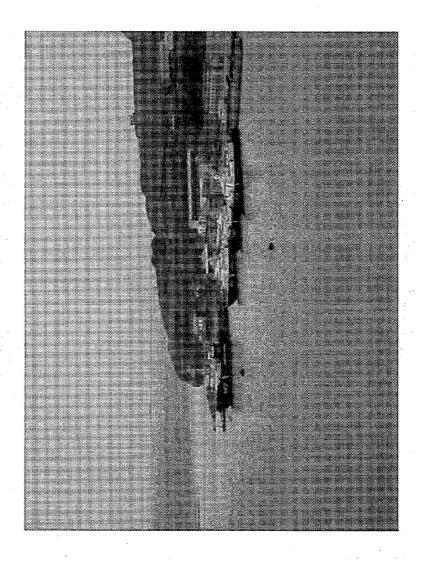
6,920海里

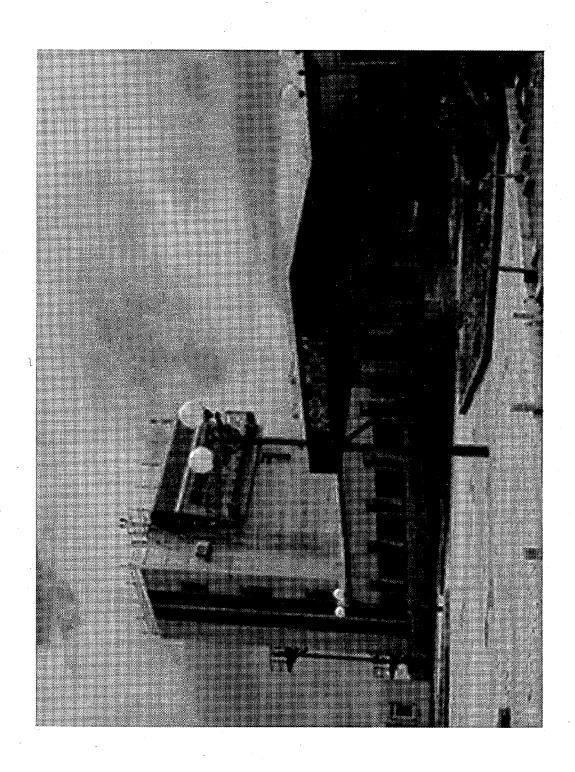
L極海航路

北方領土

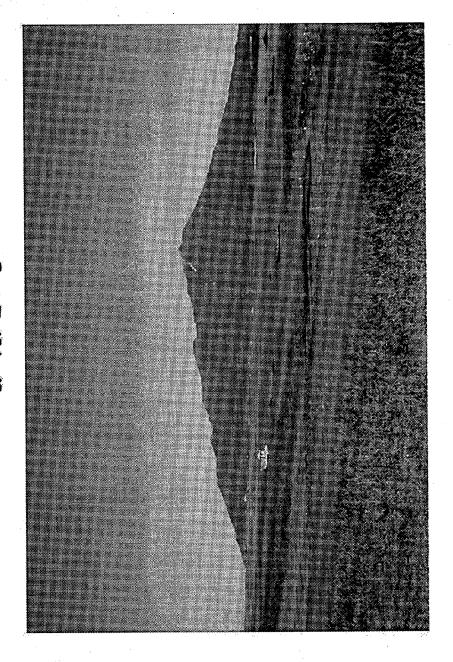


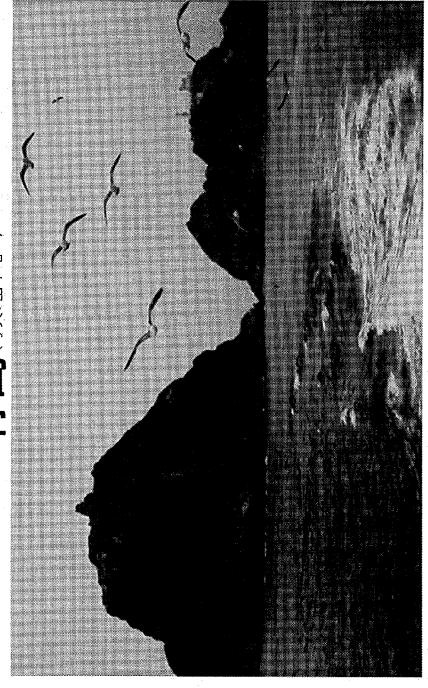






択捉島





竹島 (写真: 山本皓一)

竹島(独島)を訪れる観光客(海道) 本訪れる観光客(写演) 11本籍(1)



沖/鳥島·東小島

